



平成 24 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 三益半導体工業株式会社
代表者名 取締役社長 中澤正幸
(コード番号 8155 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 八高 達郎
管理本部長
(TEL. 027-372-2011)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 8 月 30 日開催予定の第 43 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 社外取締役および社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 427 条の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、第 28 条（社外取締役との責任限定契約）および第 37 条（社外監査役との責任限定契約）として新設するものであります。

なお、第 28 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 8 月 30 日

定款変更の効力発生日 平成 24 年 8 月 30 日

以 上

【別紙】変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第28条～第35条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第 6 章 計 算 第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第28条 (社外取締役との責任限定契約) <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第29条～第36条 (現行どおり) 第37条 (社外監査役との責任限定契約) <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算 第38条～第41条 (現行どおり)</p>

以 上